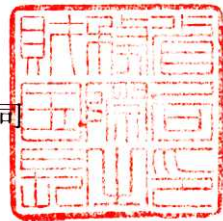


財 国 第 7 7 0 号  
令 和 2 年 3 月 3 0 日

一般社団法人全国両替商防犯連絡会代表理事 殿

財 務 省 国 際 局 長 岡 村 健 司



令和2年2月21日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に  
関する法律の適正な履行等について

今般、令和2年2月19日から21日までに開催されたFATF(Financial Action Task Force)全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択され、別添のとおり警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び財務省国際局長から、周知徹底方の要請がありました。

ついては、外貨両替業務を営む傘下会員等に対し、上記声明を周知願います。なお、その際には、以下の点についても併せて周知願います。

- (1) イラン・イスラム共和国及び北朝鮮について、これまでの要請(別紙)に引き続き留意すること。
- (2) イラン・イスラム共和国について、FATFが、強化された顧客管理の適用や、金融機関によるイラン関連の取引に係る強化した報告体制の導入等を要請してきたことに加え、今般、対抗措置の一時停止を完全に解除し、効果的な対抗措置を適用するよう要請している点に留意すること。
- (3) 引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行を徹底すること。

別 添

警察庁丙組組企発第 125 号  
財 国 第 7 6 8 号  
令 和 2 年 3 月 2 3 日

財 務 省 国 際 局 長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 野 村 護

財 務 省 国 際 局 長 岡 村 健 司

**令和2年2月 21 日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について**

今般、令和2年2月 19 日から 21 日までに開催された FATF (Financial Action Task Force) 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明(別添)が採択された。同声明は、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)及びイランについて、加盟国に対し、両国より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するために、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に関し、引き続き、対抗措置を適用することを要請し、イランに関し、対抗措置の一時停止を解除し、再度、対抗措置を適用することを要請している。

上記声明について、所管する特定事業者に対して周知するとともに、引き続き、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底が図られるよう、要請方よろしくお取り計らい願いたい。

## 行動要請対象の高リスク国・地域

2020年2月21日（於：パリ）

（仮訳）

高リスク国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制に重大な戦略上の欠陥を有する。高リスクと特定された全ての国に関して、FATF は、強化された顧客管理を適用することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。そして、極めて深刻な場合には、各国は、これらの国から生じる継続的な資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を要請される。このリストは対外的に、しばしばブラックリストと呼ばれる。

### 北朝鮮（DPRK）

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制における重大な欠陥に対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応を講じることを強く求める。さらに、FATF は大量破壊兵器の拡散や拡散金融に関連した DPRK の違法な行為によってもたらされた脅威について深刻に憂慮している。

FATF は、2011年2月25日の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、DPRK 系企業・金融機関及びそれらの代理人を含めた DPRK との業務関係及び取引に対し、特別な注意を払うよう、自国の金融機関に助言することを強く求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生じる資金洗浄・テロ資金供与・大量破壊兵器の拡散金融リスクから金融セクターを保護するために、効果的な対抗措置を適用すること、及び適用される国連安保理決議に基づく、対象を特定した金融制裁を加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。各国・地域は、関連する国連安保理決議が要請するとおり、領域内の DPRK 系銀行の支店、子会社、駐在員事務所を閉鎖、及び DPRK 系銀行とのコルレス関係を終了するための必要な措置をとるべきである。

## イラン

2016年6月、イランは戦略上の欠陥に対処することにコミットした。イランのアクションプランは2018年1月に履行期限が到来した。2020年2月、FATFは、イランがアクションプランを完了していないことに留意した<sup>[1]</sup>。

2019年10月、FATFは、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する強化した金融監督の実施、金融機関によるイラン関連の取引に係る強化した報告体制又は体系的な報告の導入、イランに所在する全ての支店・子会社に対して金融グループが強化した外部監査を行うことを求めることを加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めた。

そして今、イランがFATF基準に従った内容でパレルモ条約及びテロ資金供与防止条約を締結するための担保法を成立させていないことに鑑み、FATFは勧告19<sup>[2]</sup>に則し、対抗措置の一時停止を完全に解除し、効果的な対抗措置を適用するよう加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求める

イランは、アクションプランの全てを完了するまで、FATF声明[行動要請対象の高リスク国・地域]にとどまる。イランがFATF基準に従った内容でパレルモ条約及びテロ資金供与防止条約を批准すれば、FATFは、対抗措置を一時停止するかどうかを含め、次のステップを決定する。同国がアクションプランにおいて特定されたテロ資金供与対策に関する欠陥に対処するために必要な措置を履行するまで、FATFは同国から生じるテロ資金供与リスク、及びそれが国際金融システムにもたらす脅威について憂慮する。

[1] 2016年6月、FATFは、イランによる資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上の欠陥に対処するための高いレベルの政治的コミットメント、及びイランのアクションプランの履行に向けた技術的支援の要請の決定を歓迎した。2016年以降、イランは現金申告制度を制定し、テロ資金供与対策法の改正法及び資金洗浄対策法の改正法を制定し、資金洗浄対策法施行規則を採択した。

2020年2月、FATFは、未だ完了していないアクションプラン項目が存在し、イランは、①「他国による占領を終焉させ、植民地主義、及び人種差別主義の根絶を図る」指定団体への適用除外の削除を含む、テロ資金供与の適切な犯罪化、②関連する国連安保理決議に沿ったテロリストの資産の特定及び凍結、③適切かつ強制力のある顧客管理制度の確保、④当局が無許可の資金移動業者を如何に特定し、制裁を課しているかについて証明すること、⑤パレルモ条約とテロ資金供与防止条約の批准と履行、及び司法共助の提供能力の明確化、⑥電信送金が送金人及び受取人の完全な情報を含んでいることを金融機関が証明することの確保、

に完全に対処すべきであることに留意する。

[2] 各国は、FATF によって求められた場合には、適切な対抗措置を講じることが可能であるべきである。また、各国は、FATF からの要請とは別に、対抗措置を講じることができるべきである。かかる対抗措置は、リスクに対して効果的かつ整合的であるべきである。

勧告 19 に関する解釈ノートには、各国が実施しうる対抗措置の例を記載している。

\* 本声明は、これまで” FATF 声明 (Public Statement) ” と呼ばれていた。

(以上)

# High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action – 21 February 2020

High-risk jurisdictions have significant strategic deficiencies in their regimes to counter money laundering, terrorist financing, and financing of proliferation. For all countries identified as high-risk, the FATF calls on all members and urges all jurisdictions to apply enhanced due diligence, and in the most serious cases, countries are called upon to apply counter-measures to protect the international financial system from the ongoing money laundering, terrorist financing, and proliferation financing (ML/TF/PF) risks emanating from the country. This list is often externally referred to as the “black list”. \*

## Democratic People's Republic of Korea (DPRK)

The FATF remains concerned by the DPRK’s failure to address the significant deficiencies in its anti-money laundering and combating the financing of terrorism (AML/CFT) regime and the serious threats they pose to the integrity of the international financial system. The FATF urges the DPRK to immediately and meaningfully address its AML/CFT deficiencies. Further, the FATF has serious concerns with the threat posed by the DPRK’s illicit activities related to the proliferation of weapons of mass destruction (WMDs) and its financing.

The FATF reaffirms its 25 February 2011 call on its members and urges all jurisdictions to advise their financial institutions to give special attention to business relationships and transactions with the DPRK, including DPRK companies, financial institutions, and those acting on their behalf. In addition to enhanced scrutiny, the FATF further calls on its members and urges all jurisdictions to apply effective counter-measures, and targeted financial sanctions in accordance with applicable United Nations Security Council Resolutions, to protect their financial sectors from money laundering, financing of terrorism and WMD proliferation financing (ML/TF/PF) risks emanating from the DPRK. Jurisdictions should take necessary measures to close existing branches, subsidiaries and representative offices of DPRK banks within their territories and terminate correspondent relationships with DPRK banks, where required by relevant UNSC resolutions.

[2] Countries should be able to apply appropriate countermeasures when called upon to do so by the FATF. Countries should also be able to apply countermeasures independently of any call by the FATF to do so. Such countermeasures should be effective and proportionate to the risks.

The Interpretative Note to Recommendation 19 specifies examples of the countermeasures that could be undertaken by countries.

\* This statement was previously called "Public Statement"

## イラン・イスラム共和国

発出日	件名
平成28年1月22日	イラン・イスラム共和国の核開発等に関連する措置について

## 北朝鮮

発出日	件名
平成18年9月19日	北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する等の措置について
平成18年10月13日	北朝鮮による核実験に係る対北朝鮮輸入禁止等の影響について(要請)
平成21年5月22日	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について
平成21年7月7日	北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る資産の移転等の防止措置等について
平成21年7月24日	北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について
平成25年2月6日	北朝鮮の金融機関との取引等に関する監視強化について
平成25年4月5日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2094号の採択について
平成28年2月26日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成28年3月11日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2270号の採択について
平成28年7月7日	北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらが実質的に支配する法人等に対する支払行為の禁止等について
平成28年12月9日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2321号の採択及び我が国独自の金融関連措置について
平成29年6月13日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2356号の採択について
平成29年7月31日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成29年8月16日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2371号の採択について
平成29年8月29日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成29年9月22日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2375号の採択について
平成29年10月18日	北朝鮮の金融機関との取引等について
平成29年11月7日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成29年12月19日	北朝鮮に対する我が国独自の金融関連措置について
平成30年1月12日	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2397号の採択について
平成30年3月5日	北朝鮮に対する安保理決議に抵触する船舶への保険または再保険付与の禁止について